

秋田県後期高齢者医療広域連合運営懇話会

会議の取扱いについて（案）

- 1 会議は原則公開とする。
- 2 会議資料は公開とし、傍聴人へ配布する。
- 3 会議録は要点のみの作成とし、公開とする。ただし、発言者名は委員区分のみの記載とする。
- 4 作成した会議録は会長から承認を得て、委員全員へ配布する。
- 5 委員の代理出席は認めない。